

## 北海道地域防災計画（抜粋）

### ② 避難行動

- 【市町村】適時・適切に避難勧告等を発令するため、あらかじめ避難勧告等の具体的な基準を策定する（第4章第6節第4）
- 【市町村】浸水想定区域などを表示したハザードマップ等を作成、配布する等の措置を講ずるよう努める（第4章第6節第4）

#### 第4章 災害予防計画

##### 第6節 避難体制整備計画

#### 第4 市町村における避難計画の策定等

##### 1 避難勧告等の具体的な発令基準の策定及び住民等への周知

市町村長は、適時・適切に避難指示、避難勧告及び避難準備情報（以下「避難勧告等」という。）を発令するため、あらかじめ避難勧告等の具体的な判断基準（発令基準）を策定するものとする。また、住民等の迅速かつ円滑な避難を確保するため、避難すべき区域や避難勧告等の判断基準（発令基準）について、日頃から住民等への周知に努めるものとする。

##### 2 防災マップ・ハザードマップ等の作成及び住民等への周知

市町村長は、住民等の円滑な避難を確保するため、浸水想定区域など、災害発生時に人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面に、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路等、必要となる事項を記載した防災マップ、ハザードマップ等を作成し、印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

## ○【市町村】避難勧告等の情報伝達手段の整備と多重化・多様化に努める（第4章第8節第2）

### 第8節 情報収集・伝達体制整備計画

#### 第2 道、市町村及び防災関係機関

- 1 要配慮者にも配慮したわかりやすい情報伝達と、要配慮者や災害により孤立する危険のある地域の被災者、都市部における帰宅困難者など、情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。特に、災害時に孤立するおそれのある市町村で停電が発生した場合に備え、衛星携帯電話などにより、当該地域の住民と当該市町村との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意するものとする。（参考資料編8-2 帰宅支援に関する協定）
- 2 被災地における情報の迅速かつ正確な収集・伝達を行うための情報の収集・伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。特に、被災者等への情報伝達手段として、市町村防災行政無線等の無線通信システム（戸別受信機を含む）の整備を図るとともに、有線通信システムや携帯電話、衛星携帯電話等の無線通信システムも含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努めるものとする。
- 3 非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用等により、災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。この場合、非常通信協議会との連携にも十分配慮するものとする。
- 4 情報通信手段の施設については、平常時から設備の機能を維持するための定期的な点検を実施するとともに非常通信の取扱い及び機器の使用方法の確認を行うなどして、運用管理体制の整備を図るものとする。
- 5 無線通信システムの運用においては、混信等の対策に十分留意するため、関係機関の間で運用方法について十分な調整を図ること。この場合、周波数割当て等による対策を講じる必要が生じた際は、北海道総合通信局と事前の調整を実施すること。また、通信の輻輳時及び途絶時を想定した他の防災関係機関等との連携による通信訓練の参加に努めるものとする。

○【市町村】災害の種類ごとに「指定緊急避難場所」を指定するとともに、「指定避難所」を指定する（第4章第6節第2、第3）

第4章 災害予防計画

第6節 避難体制整備計画

第2 避難場所の確保等

1 市町村は、災害の危険が切迫した緊急時において住民の安全を確保するため、地域の地形・地質・施設の災害に対する安全性等を勘案し、必要があると認めるときは、次の異常な現象の種類ごとの基準に適合し、災害発生時に迅速に開設することが可能な管理体制等を有する施設又は場所を、あらかじめ当該施設等の管理者の同意を得た上で、指定緊急避難場所として指定する。

その際は、観光地や昼夜の人口変動の大きさなどの地域特性や要配慮者の利用等についても考慮する。また、指定緊急避難場所については、災害の種別に応じて指定していること及び避難の際には発生するおそれがある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

2 学校を避難場所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

3 指定緊急避難場所の管理者は、廃止、改築等により当該指定緊急避難場所の現状に重要な変更を加えようとするときは、市町村長に届け出なければならない。

4 市町村は、当該指定緊急避難場所が廃止されたり、基準に適合しなくなったと認めるときは、指定緊急避難場所の指定を取り消すものとする。

5 市町村長は、指定緊急避難場所を指定し、又は取り消したときは、知事に通知するとともに公示しなければならない。

第3 避難所の確保等

1 市町村は、災害が発生した場合に被災者を滞在させるため、次の基準に適合する施設を、あらかじめ当該施設の管理者の同意を得た上で、指定避難所として指定するとともに、住民等への周知徹底を図るものとする。

規模	被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有すること。
構造	速やかに、被災者等を受け入れ、生活関連物資を配布することが可能な構造・設備を有すること。
立地	想定される災害による影響が比較的少ない場所にあること。
交通	車両等による災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること。

- 【市町村】平常時から避難行動要支援者の情報を把握し、避難支援計画の策定等を行う（第4章第7節第1）
- 【市町村】要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する（第4章第7節第1）
- 【道】市町村及び社会福祉施設等の管理者と一体となって、広域的な観点で要配慮者の安全対策を行う（第4章第7節第1）

#### 第4章 災害予防計画

##### 第7節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画

###### 第1 安全対策

災害発生時には、特に高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等が、被害を受けやすい、情報を入手しにくい、避難所における良好な環境を得にくいなどの状況におかれる場合が見られることから、道、市町村及び社会福祉施設等の管理者は、これら要配慮者の安全の確保等を図るため、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から要配慮者の実態把握、緊急連絡体制、避難誘導等の防災体制の整備に努める。

###### 1 道の対策

道は、市町村及び社会福祉施設等の管理者と一体となって、広域的な観点に基づいた要配慮者の安全対策を行う。

###### (1) 地域における安全体制の確保

災害時において、要配慮者が正しい情報や支援を得て、適切な行動がとれるようにするため、平常時から要配慮者の実態を把握しておくとともに、関係団体、自主防災組織や住民による協力・連携の体制を確立しておくことが必要である。

###### (2) 防災知識の普及・啓発

道は、要配慮者やその介護者に対して、災害時に際しとるべき行動などを、市町村と連携して啓発等を行うなど、災害時における要配慮者の安全確保に努めていく。

また、防災総合訓練などの実施に当たっては、道は、市町村等と協力して自主防災組織を中心とした要配慮者に対する避難訓練を実施するなど、防災行動力の向上に努めていく。

###### (3) 福祉避難所の指定促進

災害発生時に要配慮者が安心して避難生活を送ることができるよう、市町村における福祉避難所の指定促進を支援する。

###### (4) 災害時施設間避難協定の締結促進

災害発生時に高齢者及び障がい者の適切な介護環境を確保するため、その利用する社会福祉施設等と同種若しくは類似の施設又はホテル等に避難先が確保できるよう、社会福祉施設等間における施設利用者の受入れに関する災害協定が締結されるよう指導に努める。

(次頁へ)

(前頁から)

## 2 市町村の対策

市町村は、防災担当部局や福祉担当部局をはじめとする関係部局の連携の下、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難支援計画の策定や避難行動要支援者名簿の作成・定期的に更新を行うものとする。

また、消防団、警察、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員、福祉事業者、障がい者団体等の福祉関係者と協力して、要配慮者に関する情報の共有、避難行動支援に係る地域防災力の向上等、避難支援の体制整備を推進するものとする。

### (1) 全体計画・地域防災計画の策定

市町村は避難行動要支援者に係る全体的な考え方を整理し、重要事項については、市町村地域防災計画に定めるとともに、細目的な部分も含め、市町村地域防災計画の下位計画として全体計画を定める。

### (2) 要配慮者の把握

市町村は、要配慮者について、市町村の関係部局における要介護高齢者や障がい者等の関連する情報を整理、把握しておく。

### (3) 避難行動要支援者名簿の作成、更新及び情報共有

市町村は、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であり、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者の範囲について、要介護状態区分、障害支援区分、家族の状況等を考慮した要件を設定した上で、避難行動要支援者名簿を作成する。

また、避難行動要支援者名簿の情報について、適宜最新の状態に保つよう努めるとともに、その情報を市町村及び避難支援等関係者間で共有する。

### (4) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

市町村は、平常時から名簿を提供することに同意を得られた避難行動要支援者について、避難支援等関係者に名簿を提供するとともに、名簿情報の漏えいの防止等情報管理に関し必要な措置を講ずる。

### (5) 個別計画の策定

市町村は、地域の特性や実情を踏まえつつ、避難行動要支援者名簿の情報に基づき、発災時に避難支援を行う援助者や避難支援の方法、避難場所、避難経路等、具体的な避難方法等についての個別計画を策定するよう努める。

### (6) 避難行動支援に係る地域防災力の向上

市町村は、地域の実情に応じ、要配慮者に対する災害時に主体的に行動できるようにするための研修や防災知識等の普及・啓発等の実施に努めるとともに、避難行動要支援者の態様に応じた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

### (7) 福祉避難所の指定

市町村は、老人福祉センターや障害福祉施設、特別支援学校等の施設を活用し、一般の避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。

- 【市町村】地域防災計画に、避難所の開設・運営に関する事項について記載する（第4章第16節第2）

第4章 災害予防計画

第16節 土砂災害の予防計画

第2 予防対策

2 市町村

- (1) 市町村地域防災計画に、土砂災害警戒情報と連携した避難勧告等の発令基準、警戒区域等、避難勧告等の発令対象区域、情報の収集及び伝達体制、避難所の開設・運営、避難行動要支援者への支援、住民の防災意識の向上など土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について記載するものとする。

- 【市町村】旅館やホテル等の借り上げ等、多様な避難所の確保に努める（第4章第17節第5）

- 【市町村】プライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する（第4章第17節第5）

第4章 災害予防計画

第17節 積雪・寒冷対策計画

第5 寒冷対策の推進

1 被災者及び避難者対策

市町村は、被災者及び避難者に対する防寒用品の整備、備蓄に努める。

2 避難所対策

市町村は、避難所における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材(長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ、救出用スノーボード等)の備蓄に努める。

また、電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、非常電源等のバックアップ設備等の整備に努める。

なお、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等の借り上げ等、多様な避難所の確保に努める。

3 避難所の運営

市町村は、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。

4 住宅対策

道及び市町村は、避難者の健全な住生活の早期確保のため、応急仮設住宅の迅速な提供に努めるほか、積雪のため応急仮設住宅の早期着工が困難となる場合を想定し、公営住宅や空家等利用可能な既存住宅のあっせん等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。

## ⑥ 救助救出・災害派遣要請

- 【道】道は、市町村を包括する機関として、広域的、総合的な調整を行うとともに、市町村から救助救出について応援を求められ、必要があると認められたときは、その状況に応じ、自衛隊等防災関係機関の協力を得て、適切な措置を講ずる（第5章第9節第1）

### 第5章 災害予防計画

#### 第9節 救助救出計画

##### 第1 実施責任

###### 1 北海道警察

被災地域において生命又は身体に危険が及んでいる者等の救助救出を実施する。

###### 2 第一管区海上保安本部

海上における遭難者の救助救出を実施する。

###### 3 北海道

道は、市町村を包括する機関として、広域的、総合的な調整を行うとともに、市町村から救助救出について応援を求められ、必要があると認めたときは、その状況に応じ、自衛隊等防災関係機関の協力を得て適切な措置を講ずる。

また、市町村のみでは実施できない場合の救助救出を実施する。

###### 4 市町村(消防機関)

市町村(救助法を適用された場合を含む。)は、災害により生命又は身体に危険が及んでいる者等をあらゆる手段を講じて早急に救助救出し、負傷者については、速やかに医療機関、または、日本赤十字社北海道支部の救護所に収容する。

また、市町村は、当該市町村の救助力が不足すると判断した場合には、隣接市町村、北海道等の応援を求める。

- 【道・関係機関】知事及び他の災害派遣要請権者は、自衛隊（指定部隊の長）に対し、緊急性、代替性、公共性という3つの視点を勘案し、自衛隊法第83条の規定により、部隊等の災害派遣を要請することができる

### 第5章 災害予防計画

#### 第6節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画

天災、地変その他の災害に際し、人命又は財産の保護のため必要がある場合には知事及びその他の災害派遣要請権者は、自衛隊(指定部隊等の長)に対し自衛隊法第83条の規定により部隊等の災害派遣を要請することができる。

- 【道】市町村及び関係機関等から情報収集した上で、報道機関への情報提供等により被災市町村地域内外に対し、被害状況等を適切に提供する（第5章第3節第1）
- 【関係機関】防災関係機関は、相互に連携し、それぞれの広報計画に基づき、住民へ広報を実施する。特に、住民生活に直結した機関は、応急対策活動とこれに伴う復旧状況を道民に広報する。（第5章第3節第1）

## 第5章 災害予防計画

### 第3節 災害広報・情報提供計画

#### 第1 災害広報及び情報等の提供の方法

道、市町村及び防災関係機関等は、災害時において、被災地住民をはじめとする道民に対して、正確かつ分かりやすい情報を迅速に提供することにより、流言等による社会的混乱の防止を図り、被災地の住民等の適切な判断による行動を支援する。

また、道及び市町村は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。

##### 1 住民に対する広報等の方法

- (1) 道、市町村及び防災関係機関等は、地域の実情に応じ、報道機関（コミュニティFMを含むラジオ、テレビ、有線放送、ワンセグ放送、新聞）への情報提供をはじめ、防災行政無線、緊急速報メール、登録制メール、IP告知システム、広報車両、インターネット、掲示板、印刷物など、あらゆる広報媒体を組み合わせ、迅速かつ適切な広報を行うものとし、誤報等による混乱の防止に万全を期するものとする。
- (2) 道、市町村及び防災関係機関等は、報道機関からの災害報道のための取材活動に対し、資料の提供等について協力するものとする。
- (3) (1)の実施にあたっては、要配慮者への伝達に十分配慮する。
- (4) (1)のほか、道及び市町村は、北海道防災情報システムのメールサービスや災害情報共有システム（Lアラート）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）を活用するとともに、ポータルサイト・サーバー運営業者へ協力を求めること等により、効果的な情報提供を実施する。また、災害現場における住民懇談会等によって、一般住民及び被災者の意見、要望、相談等を広聴し、災害対策に反映させるものとする。

##### 2 道の広報

市町村及び関係機関等から情報収集した上で、報道機関への情報提供等により被災市町村地域内外に対し、主に次の情報を適切に提供する。

- ア 災害の種別(名称)及び発生年月日
- イ 災害発生場所又は被害激甚地域

(次頁へ)

(前頁から)

ウ 被害状況

- ・ 交通、通信状況(交通機関運行状況、不通箇所、開通見込日時、通信途絶区域)
- ・ 火災状況(発生箇所、避難等)
- ・ 電気、上下水道、ガス等公益事業施設状況(被害状況、復旧状況、営業状況、注意事項等)
- ・ 道路、橋梁、架線、港湾等土木施設状況(被害状況、復旧状況等)
- ・ その他判明した被災地の情報(二次災害の危険性等)

エ 救助法適用市町村名

オ 応急、恒久対策の状況

- ・ 避難について(避難勧告・指示の状況、避難所の位置、経路等)
- ・ 医療救護所の開設状況
- ・ 給食、給水実施状況(供給日時、場所、量、対象者等)
- ・ 衣料、生活必需品等供給状況(供給日時、場所、量、対象者等)

カ 災害対策(連絡)本部の設置又は廃止

キ 住民の責務等民生の安定及び社会秩序保持のため必要とする事項

3 市町村の広報

市町村は、所管区域内の防災関係機関との連絡を密にするとともに、被災者のニーズを十分把握した上で、被災者をはじめとする住民に対し、直接的に、被害の区域・状況、二次災害の危険性、避難指示・避難勧告・避難準備情報、避難場所・避難所、医療機関等の生活関連情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、交通規制、被災者生活支援に関する情報等について、正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

4 防災関係機関の広報

防災関係機関は、相互に連携し、それぞれの広報計画に基づき、住民への広報を実施する。

特に、住民生活に直結した機関(道路、交通、電気、上下水道、ガス、通信等)は、応急対策活動とこれに伴う復旧状況を道民に広報するとともに、北海道災害対策(連絡)本部に対し情報の提供を行う。

5 災害対策現地合同本部等の広報

災害対策現地合同本部等が設置されたときは、必要に応じて、各防災機関の情報をとりまとめて広報を実施する。

○【事業者】施設及び設備被害の軽減、復旧の迅速化を図るため、防災業務計画に対策を講ずるものとする（第5章第19節第3）

第5章 災害予防計画

第19節 電力施設災害応急計画

第3 応急対策

電力施設を防護し、被災地に対する電力供給を確保するため、北海道電力株式会社及び電源開発株式会社は、それぞれ次の対策を講ずるものとする。

1 北海道電力株式会社

電力施設及び設備被害の軽減、復旧の迅速化を図るため、別に定める「防災業務計画」によって次の対策を講ずるものとする。

(1) 活動態勢

発令基準に従い準備態勢、警戒態勢及び非常態勢を発令し、体制を整備するものとする。

(2) 情報収集・提供

所定の系統に従い、社内外の情報を収集し、復旧対策を樹立するとともに、停電、復旧見込みなどの状況について、当該市町村及び道に連絡するものとする。

(3) 通信確保

本部（本店）、支部（支店及び重要発電所）相互間の主要通信回線に対しては、迂回ルート構成を考慮するとともに、通信機器用予備電源の正常運転に十分な注意を払い通信の確保を図るものとする。

なお、災害地域の現業機関には、臨時電話の仮設などを考慮する。

(4) 広報

災害による停電及び使用制限に当たっては、停電状況及び復旧見込み等を直接又は報道機関を通じてすみやかに一般公衆に周知を図るものとする。

(5) 要員の確保

各支部は被害の状況により、要員が不足した場合は、本部に要員の確保を要請し、本部は、要員を融通するものとする。

なお、自衛隊の派遣を必要とするときは、各支部長が市町村長を経て知事（総合振興局長又は振興局長）に要請するものとする。

(6) 資材等の調達

社内における調達を図り、なおかつ不足するときは、関連工事会社及び東地域の電力各社からの融通等により調達を図るものとする。

なお、必要により指定地方行政機関、地方公共団体等に対し、労務施設、設備又は物資の確保について応援を求めるものとする。

（次頁へ）

(前頁から)

(7) 応急工事

災害時において、復旧順位、難易及び人員、資材の動員等を考慮して応急工事を行い、極力送電の確保につとめるものとする。

2 電源開発株式会社東日本支店北海道事務所

災害に対処して遺漏のないよう応急措置及び復旧を図るための災害対策組織等を含め、災害対策に必要な措置を講ずるものとする。

## ⑩ 交通

- 【道】災害時における道路、船舶及び航空交通の混乱を防止し、消防、避難、救助、救護等の応急対策活動を迅速に実施するための交通の確保については、本計画に定めるところによる（第4章第13節）

### 第4章 災害予防計画

#### 第13節 雪害予防計画

災害時における道路、船舶及び航空交通の混乱を防止し、消防、避難、救助、救護等の応急対策活動を迅速に実施するための交通の確保については、本計画の定めるところによる。

#### 第1 交通応急対策の実施

##### 6 北海道

- (1) 道が管理している道路が災害による被害を受けた場合、速やかに被害状況や危険箇所等を把握するとともに、障害物の除去に努めるものとする。
- (2) 交通の危険を防止するため、必要と認めるときは、車輛等の通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、関係機関との連絡を密にしながら、交通の確保に努める。
- (3) 道が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるものとするとともに、ガソリン等について、市町村長等の要請に基づき斡旋及び調達を行うものとする。

- 【道・市町村・関係機関】災害時に孤立するおそれのある市町村で停電が発生した場合に備え、衛星携帯電話などにより、当該地域の住民と当該市町村との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意するものとする（第4章第8節第2）

第4章 災害予防計画

第8節 情報収集・伝達体制整備計画

第2 道、市町村及び防災関係機関

- 1 要配慮者にも配慮したわかりやすい情報伝達と、要配慮者や災害により孤立する危険のある地域の被災者、都市部における帰宅困難者など、情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。特に、災害時に孤立するおそれのある市町村で停電が発生した場合に備え、衛星携帯電話などにより、当該地域の住民と当該市町村との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意するものとする。（参考資料編8-2 帰宅支援に関する協定）
- 2 被災地における情報の迅速かつ正確な収集・伝達を行うための情報の収集・伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。特に、被災者等への情報伝達手段として、市町村防災行政無線等の無線通信システム（戸別受信機を含む）の整備を図るとともに、有線通信システムや携帯電話、衛星携帯電話等の無線通信システムも含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努めるものとする。
- 3 非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用等により、災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。この場合、非常通信協議会との連携にも十分配慮するものとする。
- 4 情報通信手段の施設については、平常時から設備の機能を維持するための定期的な点検を実施するとともに非常通信の取扱い及び機器の使用方法の確認を行うなどして、運用管理体制の整備を図るものとする。
- 5 無線通信システムの運用においては、混信等の対策に十分留意するため、関係機関の間で運用方法について十分な調整を図ること。この場合、周波数割当て等による対策を講じる必要が生じた際は、北海道総合通信局と事前の調整を実施すること。また、通信の輻輳時及び途絶時を想定した他の防災関係機関等との連携による通信訓練の参加に努めるものとする。